

カナダと日本の社会・政治構造と社会保障制度の特徴

イト・ペング、バーナデット・サンジャン

■ 要約

本論文では、カナダと日本の社会保障制度を、社会経済面、政治構造および福祉国家の諸類型という視点から比較することにより共通点と相違点を示した上で、両国がお互いの社会保障制度の特徴から学びあいながらその成果をそれぞれの社会政策に反映させる可能性を探る社会保障研究における国際協力の課題について検討する。とくに Esping-Andersen (1990) 指摘する福祉国家の類型に即して見ると、カナダの社会保障は最低保障を租税で賄うベヴァリッジ方式のリベラル・レジームに属するのに対して、日本はリベラル・レジームとコンサーバティブ・レジームの混合型レジームであると考えられる。グローバル化の中では経済的な国際競争と同時に文化的・社会的な国際協力が求められるが、こうした相違がある両国の社会保障制度のメリットと問題点を比較し、社会保障改革のために相互補完していくことは重要な課題である。

■ キーワード

福祉国家、社会的調和、連邦主義、グローバル化、政策協力

1990年代以来、社会政策の国際比較研究だけではなく、世界的な規模で社会政策協力プロジェクトを通じた国際社会政策 (Global Social Policy) に対する関心が研究者および政策担当者間で高まっている。特に1998年、世界銀行とIMF機関の開発委員会 (The Development Committee of the World Bank/IMF) が世界銀行 (以下、World Bank と呼ぶ) に国連、IMFをはじめとするさまざまな関連機関と協力して経済構造と社会政策における最善の実践方法に関する基本的理念を作成する指導を提言して以来、国際的な規模でグローバル社会における社会政策のあり方についての議論が交わされてきた¹⁾ (ODI, 2000; World Bank, 1999; UNDP, 1999)。このような新たな動きの背景には経済のグローバル化による資本および人材の流動の変化とテクノロジーの発展による情報や知識の資源の交換の変化と拡大の二つの大きな要因が

ある。これらの変化は国際経済および国際社会の統合化を大幅に促進し従来各国が独自で対応してきた社会的・経済的問題の枠組みを世界的なレベルへと拡大しているといえる。

本論文では数年前から開始された加日社会政策研究協力 (Canada-Japan Social Policy Research Project: SPRP) の事例を取り上げて国際的な社会政策協力の可能性を考える。その際、カナダと日本の社会と政治の構造および社会保障制度の特徴を比較し、加日社会政策協力の将来性と要望について検討する。以下、第1節ではカナダと日本の社会と政治の構造を比較する。第2節では両国における社会保障制度の特徴と近年の社会保障改革の焦点について述べる。最後に、第3節では加日社会政策協力の内容と経過、そして当プロジェクトの将来性と要望について考える。

1. カナダと日本の社会と政治の構造

(1) 社会的構造

カナダは連邦国家として成立してからわずか200年ほどの極めて若い国である。17世紀にヨーロッパから多くの人々が移民するまで、北アメリカ大陸にはさまざまな文化と民族を含む先住民が存在していた。カナダへの最初の移民は主にフランスとイギリスからの開拓民で、当初はビーバーなどのヨーロッパには存在しない動物の毛皮を求めて北アメリカに参入してきたが、その後、ヨーロッパと北アメリカとの貿易が拡大するにつれ、他のさまざまな資源がヨーロッパ人によって開拓されていった。このような背景の下で、カナダは1768年に一つの国として成立するまでは、フランスの植民地であったフランス系カナダ(Lower Canada)とイギリスの植民地であった英系カナダ(Upper Canada)との2つに分かれており、これら両植民地の間で常に戦争が続いていた。カナダの国家が成立した後、カナダはイギリス、フランス、アメリカをはじめ、他のヨーロッパ諸国から積極的に移民を受け入れることで必要な人材を確保し人口を増やしていった。

カナダと東アジア諸国との関係は19世紀、鉄道開発を中心に発展していった。当時、カナダ・アメリカ両国とも西岸での鉄道開発を促進するため多くの中国人と日本人労働者を受け入れた。カナダの西岸と内陸の都市を結ぶ重要な鉄道(Trans-Canada Railway)は多くの東アジアからの労働者の努力によって作られたと言える。鉄道開発後、多くの労働者はカナダに滞在し後に住民権を確保し、そして20世紀前半には市民権を確保した。このように、カナダは開拓の時点から外国からの移民を人材的資源として発展してきた移民国である。カナダは第二次世界大戦後移民対策を拡大し、特に1967年の移民政策改正により欧米諸国以外からの移民の受け入れの幅をさらに拡大した。

このような背景から現在のカナダの社会的特徴をいくつかつかむことができる。特にカナダの社

会政策の理念を理解する上で重要となる社会的特徴をまとめてみると、以下の5点がある。これらの特徴は、いずれも、カナダの歴史的背景から生まれたものといえる。ただし、場合によっては矛盾しているところもあるかもしれない。

- ① 移民に対する社会的・政策的な関心—上述のようにカナダは移民によって建設されてきた国家であるということから、昔から国民と国家の移民や人的・文化的交流に対する関心が高い。言うまでもなく、政府の社会政策においても移民政策は非常に重視されている。
- ② Multiculturalism (多民族・多文化主義)の重視と支援—カナダでは国民の持つ多民族・多文化性の現状を社会的資産ととらえ、国家憲法と多民族・多文化主義政策によって多民族・多文化の保護と促進を支援している。具体的には、人権法と非差別法の強化や地域における民族的・文化的団体やコミュニティの活性を促進するサービスや経済的支援の提供だけではなく、教育の面でも多言語教育や多民族・多文化主義教育などさまざまな社会的教育が提供されている。
- ③ 民族的・文化的な摩擦—一方カナダでは多民族・多文化主義が強調されている反面、現実には民族的・文化的違いによる摩擦も大きい。例えば、従来存在してきたフランス系カナダと英系カナダの間における摩擦は現在の時点でも続いており、それは特にフランス系カナダ人の人口が最も多いケベック州の独立運動に反映されている。しかし、このようなフランス系・英系カナダ間の摩擦のほかにも、最近ではさまざまな民族の間における摩擦もしばしば見える。また、人種差別の問題も社会問題の一つとして取り上げることができる。
- ④ 個人の自立、権利、そして義務の重視—カナダではよく国民の開拓民精神が国民の個人の自立、権利、そして義務意識の根底にあると

言われている。実際に、国民の自立、権利、義務の概念はカナダの法律や社会保障制度にも強く反映されている。カナダの法律には個人の権利と義務条約だけではなく、子どもの権利・義務条約も明確に示されている。社会保障制度も基本的には個人の経済自立を労働市場にゆだね、国家のセーフティネットとしての機能を前提とした、いわばリベラル・ウェルフェア・レジームの類型に当てはまる。

- ⑤ 社会的団結の志向—上記ではカナダ社会の個人主義的な特徴を述べたが、それはカナダ国民の社会的団結を否定しているということではない。

一方、日本はカナダと異なって極めて長い歴史を持った国であるといえる。日本は他のアジア諸国と異なって歴史的に外国から侵入されることなく、明治維新まではほぼ単独文化を保つことができた。明治維新からは国際化が急速に進んだ。また日本は移民国というよりはむしろ、戦前および高度経済成長時代以前は移民を送り出していた国であるといえる。例えば、19世紀には多くの日本人がカナダやアメリカの西岸だけではなく、南アメリカのブラジルやペルーへと労働者として渡った。このような背景から、日本の社会的特徴をまとめると以下の4点となる。

- ① 単独民族・単独文化へのこだわり—カナダの多民族・多文化主義と異なって日本ではごく最近まで単独民族・単独文化が強調されていた。単独民族・単独文化へのこだわりは従来の中央政府主義的な制度・政策の構造を反映している。日本では従来単独民族・単独文化を前提として制度や政策の一本化や統一が促進されてきた。しかし、近年地方分権主義がだんだんと重視されるにつれ、地域性の違いや文化的違いが認識されるようになった。また、近年、経済や情報のグローバル化と外国人労働者の増大によって日本でも多民族・多

文化主義の概念が少しずつ定着してきている。

- ② 社会的調和の重視—単独民族・単独文化主義の概念は同時に国家や国民との間における社会的調和をも強調してきた。これは特にコンセンサスを重視した合意形成を好むところに表れている。社会政策の面でも、日本では国民の社会的合意またはソーシャルコンセンサスが政策展開の過程において重視な要素となっていると言える。
- ③ 個人の権利意識の希薄さと国家・行政への依存—日本では従来政府の制度・政策が官僚などによって作成されてきたので、国民が政策策定の過程でStakeholdersとして直接かかわる経過はほとんどない。その背景には個人の権利意識が希薄であるということと、同時に国民の国家や政府に任せる姿勢があると考えられる。しかし、近年国民の権利意識の向上と個人の権利と責任を重視した政策の改正によって、今後政府の政策策定の過程において国民がかかわる度合いは高くなると考えられる。特に、1998年のNPO法導入以来、NPO活動の発展は国民の社会参加をさらに活性化するであろう。
- ④ 社会的団結の志向—上記で述べた日本の単独民族・単独文化主義の概念は、おそらく国民の社会的団結の志向にもポジティブな影響を与えていると考えられる。

(2) カナダと日本の政治的構造

カナダと日本の政治的構造も極めて異なっている。カナダは連邦政府主義国家であり、連邦政府と州政府の役割と権限が明らかに分かれている。基本的に国民全員に共通する事業(例えば、国政的な外交、金融、年金、国土、国家警察、移民など)および先住民に関する事業は連邦政府の役割となっており、国民に直接関係するサービスの提供(社会福祉、医療サービスの供給、教育、州警

察など)は州政府が受け持つ仕組みになっている。しかし実際には、さまざまな制度・政策の面で両政府がお互いに責任を分け合うことも多い。例えば、社会保障では国民健康保険は州政府の領域になるが、ごく最近までは連邦と州政府が1対1の割で費用を負担していた²⁾。また、教育の面でも連邦・州政府の協力が存在している。

カナダの連邦主義において州政府の独自性・独立性は言うまでもない。実際に、連邦政府と州政府の関係は常に同僚の立場という感覚で連邦政府が一方的に州政府に指導したり政策を指示することはできない。これは、一方で地域的な多様化を尊重した政策の展開という点では意味深いが、他方で全国的に統合した政策を打ち出すという点では大きな障害でもある。医療サービスの例を見ても、連邦政府では全国民の健康保険の公平性と平等性を保証しなければならないが、実際のサービスの内容およびサービス費用に関する徴収は州別で若干異なっている。また、連邦主義に存在する連邦政府と州政府の間における政治的競争も明らかである。

カナダと比べると日本は明らかに中央政府主義的な仕組みをとっているといえる。日本の中央政府の権限はカナダの連邦政府と比べて極めて強い。財政的な面でも日本の中央政府は県や地方自治体と比べて大きな力を持っている。近年、地方分権の推進の下で中央政府の政策的役割と権限が地方自治体へと移行しているが、そのスピードはまだ遅い。

2. カナダと日本の社会保障制度の特徴と改革の焦点

(1) カナダと日本の社会保障制度の特徴

総合的に考えるとカナダの社会保障制度はアメリカやイギリスなどのアングロサクソン系福祉国家と同様に、Esping-Andersen (1990) が指摘するリベラル福祉国家の類型に当てはまる。基本的にはベ

ヴァリッジ方式の社会保障の原理に基づいた社会保障制度の仕組みになっている。リベラル・レジームの概念として、個人の経済的自立を労働市場にゆだね、市民権に基づいた普遍的な社会福祉の供給ではなく、ニーズに基づいた制限された社会福祉の供給が行われている。これに比べて、日本の福祉国家はいわば、リベラル・レジームとコンサーバティブ・レジームの混合型レジームであると考えられている。日本では、社会保険方式による社会保障制度によって形成されており、補足性 (Subsidiarity : つまり、個人のニーズは家族が充足し、家族の機能が尽きた場合にのみ国家が介入するという原則) が前提とされている。また、国家の家族に対する社会保障の期待も非常に高い。これは特に、① 高齢者の子夫婦との同居率と ② 要介護高齢者の介護状況および施設入所率によって明らかに分かる。

表1と表2はカナダと日本の社会保障制度の構造を簡単にまとめたものである。これらの表で分かるように両国とも年金、医療、雇用、労災保険などの社会保険のほかに、低所得やサービスを要する家族や個人に対して所得調査に基づいて経済保障と福祉サービスが提供されている。実際の社会保障財源の対GDP比率を見ると、1995年現在、カナダの社会保障財源の対GDP比率は経済保障の面でGDPの約11%、保健およびサービスの面では約8%を占めている。それに対して日本では経済保障の面でGDPの約7.5%、保健およびサービスの面では6.5%とカナダと比べて極めて低い (OECD, 1999)。社会保障財源の内容を見るとカナダでは経済保障のほぼ90%が年金と雇用保険 (失業保険) (両方とも約45%を占める) となっており、残りの10%が家族手当 (1996年以降扶養児童税控除に変更した) となっている。保健および社会福祉サービスの給付費の内容を見ると90%以上が高齢者および障害者のためのサービス供給となっている。一方、日本の場合では経済保障の給

表1 カナダの社会保障

社会保障制度名	担当政府	プログラムタイプ	対象範囲・規制
社会保障 扶養児童税控除 (Child Tax Benefit) 雇用保険 (Employment Insurance) 年金 (Pension (CPP/QPP)) 高齢者の生活保障 (Guaranteed Income Supplement) 高齢者の配偶者手当 (Spouses' Allowance) 年金保障 (Old Age Security) 社会福祉一般 (Canada Provincial Health and Social Transfer) 労災保険 (Workers' Compensation)	連邦 連邦 連邦・州 連邦 連邦 連邦 州 州	収入別 社会保険 社会保険 所得調査に応じて 所得調査に応じて 所得調査に応じて 所得調査に応じて 社会保険	18歳未満の児童を扶養している家族 労働者全員 一般労働者および自営業者 65歳以上の低所得者 年金保障を受給している高齢者の配偶者で60～64歳の人 65歳以上の高齢者 一般市民に対する所得補助と福祉サービス ほとんどの労働者
サービス 医療保健サービス (Health) 教育サービス (Education)	州政府 州政府	普遍 普遍	国民全員 国民全員

表2 日本の社会保障制度

社会保障制度名	担当政府	プログラムタイプ	対象範囲・規制
社会手当 児童手当 児童扶養手当	中央・地域 中央・地域	所得調査に応じて 所得調査に応じて	3歳未満の児童を扶養する家族 児童を扶養する低所得の母子家庭
公的扶助 生活保護	中央	措置制度	低所得家庭
社会保険 公的年金 医療保険 介護保険 雇用保険 労災保険	中央 中央・地域 中央・地域 中央・地域 中央・地域	社会保険 社会保険 社会保険 社会保険 社会保険	年金加入者と配偶者 保険加入者と扶養家族 65歳以上の保険加入者で要介護者 一般労働者および自営業者 一般労働者および自営業者
社会サービス 高齢者福祉 身体障害者福祉 母子福祉 児童福祉 精神障害者福祉 その他の社会福祉	地域 地域 地域 地域 地域 地域	所得調査に応じて 所得調査に応じて 所得調査に応じて 所得調査に応じて 所得調査に応じて 所得調査に応じて	低所得でサービスの必要な高齢者 身体障害者 女性・母子家庭 16歳未満の児童 精神障害者 低所得でサービスを必要とする者

付費の約90%が年金となっており、雇用保険の給付費は10%にとどまる。保健および社会福祉サービスの給付費の内容を見ると日本もカナダと同様

に95%ほどが高齢者および障害者のためのサービス供給となっている(OECD, 1999)。これは、両国において人口の高齢化が社会保障財源に大き

なインパクトを与えていることを示していると言えるだろう。特に保健・福祉サービスの面における高齢化のインパクトは無視することができない。

(2) カナダと日本の社会保障改革の焦点

上記でわかるようにカナダと日本の社会的政治的構造は異なっているが、それにもかかわらず、両国とも3つの共通した課題を抱えている。それは、①人口の高齢化(そして日本の場合にはそれに加えて少子化)とそれに伴った社会保障制度の対応、②家族や雇用形態の変化と同時にジェンダー関係の変化に対応できる社会保障制度の編成、③国民の需要の変化への社会保障制度の対応である。

高齢化の進行は明らかに社会保障費用の増加につながっており、今後の社会保障制度の運営方法に大きな影響を与える。日本では、1996年に社会保障関係審議会会長会議がまとめた「社会保障構造改革の方向(中間まとめ)」を基盤に社会保障制度全体の効率化を促進している。それは、①社会保障のセーフティネット機能の強調、②個人の経済的自立の強調、③社会福祉サービスの民間化の3つの概念・方針によって強調されている。カナダでも、同じような議論が行われており、上記の3つの概念が重視されている。しかし、カナダの場合日本と違って社会保障制度の改革が州と連邦政府の2つのレベルで行われる傾向がある。例えば、1996年の社会保障制度改革では表1で示されている「社会福祉一般」の仕組みが大きく見直された。それまで「社会福祉一般」とはCanada Assistance Program (CAP)という名目のもので内容的には医療保健サービスと社会福祉サービスおよび金銭給付などを含む(例えば、住宅手当やひとり親家庭への経済援助や日本でいう生活保護などを含む)膨大なプログラムである。このプログラムの費用は従来Canada Assistance Program Actに基づいて、州政府と連邦政府が1対1の割で負担してき

た。その負担額には制限がなく、州政府が負担した1ドルにつき連邦政府が1ドルをマッチするという仕組みであった。しかし、年々医療保健サービスや福祉の給付費が増大する中、連邦政府にとってCAPは非常に大きな負担となっていた。CAPの財政的問題は1980年代ごろから連邦と州政府との交渉における重要課題の一つとなっていたが、適切な解決案が見つからず両政府の間で継続的に議論されていた。しかし、1996年連邦政府は財政赤字と社会保障の効率化の促進を理由として、無制限の1対1の負担からブロックファンディングの仕組みへと変え、名目もCanada Provincial Health and Social Transferへと変更した。もちろん、この改革は連邦政府と州政府との間の政治的摩擦をより高めることになったが、しかし、財政的な面ではこれまで膨張していた社会保障支出にある程度歯止めをかけることができたといえる。

カナダでは州政府の社会福祉の権限が強いので以上のような連邦政府による社会保障制度改革のほかにも州レベルにおいて独自の社会保障構造改革が行われている。したがって改革の内容や進行度も州ごとに異なっている。例えば、オンタリオ州では1990年の半ばごろから保守党政権の下で社会福祉財源の大幅な削減が取り組まれてきた。一方、極端な少子化が進んでいるケベック州では、日本と同様、少子化対策としての子育て支援や育児サービスの拡大が図られている。また、従来から漁業を中心として発展してきたニューファウンドランド州では第一次産業の減少による季節別および長期失業者に対する社会的支援を無視することができず、社会福祉費用の増大にもかかわらず失業手当と社会保障を提供している。また、雇用対策にも力を入れずにはいられない状況である。そういう意味では、カナダでも日本と同様に社会保障制度の構造改革が推進されているが政治的構造の違いで地域的な差異が大きいといえるだろう。

3. 加日社会政策協力の将来性と要望

カナダと日本の社会政策協力は1997年以来、加日社会政策協力 (Canada-Japan Social Policy Research Project: SPRP) によって新しい方向へと展開してきた。SPRPを開催した背景には、上記で述べたように、グローバル化経済がもたらす社会政策の国際的な対応の必要性に関する認識が双方ともあったといえる。経済のグローバル化は国際的なレベルにおける経済競争を押し付けると同時に、新しい形の国際協力を可能にする一つのきっかけでもあると考えられる。例えば、経済のグローバル化は世界的な規模で社会保障基準を最低限のレベルへと引き下げる圧力となると予想されている。それは、国民にとっても国家にとっても好ましいことではない。ここでは、まず社会政策の国際的協力の意義と加日社会政策協力の設立とその経過について説明し、加日社会政策協力がもたらす可能性とチャレンジについて考える。

ODI (1999:1) は、社会政策が現在国際的な課題となっている理由として以下の6つの要因を挙げている。

1. 資本や人材の自由な流動は国と国との経済の関係をますます強化する。したがって、労働者の権利や保護に関する基準が国際的なレベルで必要となる。
2. 国際的な経済の規制緩和の促進は各国の政府の社会的支出に必要な予算の収入を制限する効果がある。
3. 近年、国際銀行、IMFなどの国際的な機関も社会政策に対して強い関心を持つようになった。これは特にこれらの機関が組み込んでいる貧困削減対策や社会保障対策などの施策で明らかになっている。
4. 国際的な資本の流動の不安定は地域や国レベルにおける福祉国家の危機を招く可能性を高めている。
5. 貧困な国から裕福な国への経済的移民の流動

は貧困がグローバルな問題であるということ
を明白に表している。

6. 経済や政治の国際化はグローバルなレベルにおける人と人とのリンクを強め新たな市民社会 (civil society) の活動を活性化している。

以上の6つの点でもわかるように経済のグローバル化による資本や人材の流動は各国の経済、政治、市場、そして市民社会に大きく影響し、経済や社会政策の国際的な関連を深くしているといえる。SPRPの参加者は当初からカナダと日本の経済関係の重要性和情報および人材資源の交流の促進が社会政策協力を不可欠にしていると強く意識していた。また、両国における移民や交流の長い歴史的なつながりとOECDおよびAPECなどの国際的機関の同盟であるということ、さらに、すでに加日安保協力 (Canada-Japan Bilateral Peace and Security Cooperation) など他の分野における政策協力があつたということも社会政策協力の進行に重要な要因となった。

加日社会政策協力の目的は、両国における社会問題に対する研究および政策の開発と向上の推進である。具体的には、ダイアログ、ベスト・プラクティスへの理解、情報・知識の交換、そして共同研究事業を通じて両国における社会問題および社会政策問題の理解と解決を進めることである。ダイアログ、研究、情報・知識の交換など多方面にわたる協力によって両国の社会的経済的問題に対応した高度な政策の開発を可能にすることができると考えられている。また、お互いの経験や情報をシェアすることによって両国ともグローバル経済がもたらす強力なインパクトを理解し、グローバル経済の急速な変化に適切に対応できると考えられている。

SPRPは1996年に橋本龍太郎元総理がG7会議で提案した「Invitation for a Caring World」に対するカナダの対応である。橋本元総理は当会議でG7諸国間における社会政策協力を提言し、各国

の対応を促した。カナダ政府は東京のカナダ大使館を通じて1998年末にSPRPプロジェクトの案を打ち出した。最初はSPRPプロジェクトチームとしてカナダと日本両国における研究者・専門家、関係機関のほか、さまざまなステーク・ホルダーに呼びかけて加日社会政策協力の可能性を追求した。その結果、カナダ側からは総理大臣の諮問機関である連邦政府のPolicy Research Secretariat、連邦政府外務省 (Department of Foreign Affairs and International Trade—DFAIT)、東京カナダ大使館のほか、NPO団体のAsia Pacific Foundation、トロント大学、プリティッシュコロンビア大学のいくつかの大学、および社会政策研究者が参加した。日本側からは、厚生省 (現在、厚生労働省)、文部省 (現在、文部科学省)、外務省、国立社会保障・人口問題研究所などの行政機関のほかにも、日本福祉事業大学をはじめとする大学関係者、NIRA、そして数人の社会政策研究者が参加した。

SPRPが開催された1999年にはカナダ (バンクーバー) と日本 (東京) で2回ラウンドテーブル会議が行われた。これらの会議では加日社会政策協力の可能性と方向性、協力活動の内容、そして双方のコミットメントについて議論が交換された。これらの会議では以下の共通テーマが取り上げられた—① 高齢化社会の影響と結果、② 社会政策の基盤概念・理念、③ 社会政策の作成過程。これらの会議に続いてカナダ連邦政府は翌年日本でTeam Canada Mission 2000を開催し、2000年9月にクレティエン首相と小淵元総理との間で加日社会政策協力の具体化の第一歩として社会政策に関する共同研究を行うことを合意した。これに基づいて、2001年3月から加日社会政策研究円卓会議が設けられて、日本の政策研究者・専門家がカナダを訪問しプロジェクト・プランの作成、カナダの社会保障制度のヒアリングを行った。そして2001年12月には、オタワで行われたAnnual National Policy Research Conferenceに参加した。

SPRPの一環として続けられている加日社会保障政策研究円卓会議の参加者は、各会議でメンバーを拡大し、プロジェクトの協力内容を明らかにすることができた。その結果、協力事項として① 高齢化社会への対応と年金、② 医療保健の改革、③ 家族と仕事の調和の3つの共通課題に焦点を絞り研究協力を進めることに同意した。そして2001年6月には関西学院大学で「Think Canada: Think Social Harmony Symposium」が開催され、カナダと日本の両国からの研究者がこれら3つの共通課題に関する研究報告を行った。これらの共通課題はカナダ・日本両国にとって重要な社会政策課題であると認識されているが、具体的な問題点はカナダと日本との間で若干異なっている。例えば、高齢化社会への対応と年金に関しては、日本では社会保障構造改革から見た年金改革の問題、特に世代間の平等性が大きなテーマとなっている。他方、カナダでは1980年代と1990年代において年金制度が大幅に改正されたので、1990年代にはアメリカの状況と比べて極めて有効であると評価されている (Myles and Pierson, 1999)。また、カナダの場合、現在の高齢化率は日本とほぼ同じであるが、出生率が日本より高いということと移民制度によって極めて若い人材が常に入国しているということから、将来的には日本のような急速な高齢化は無いと考えられている。したがって、日本ほど年金制度に関する危機感はない。むしろ、カナダでは高齢者の生活環境 (Ageing in Place)、つまり高齢者の生活のQOLに関する課題が現在広く注目されている。

医療保健制度の改革に関しては、カナダでは国民の普遍的な健康保健制度 (Universal Health Care) に対する同意が非常に高く今後も普遍性を維持することには変化が無いと考えられている。しかし、現行の制度が効率的かつ効果的であるかという面ではさまざまな評価研究が行われている。多くの研究はカナダの健康保健制度の効率性と効果を国民のヘルス・ステータスを通じて評価している。

日本でも医療保健制度の効率性と効果に関する研究が注目されているが、これらの課題のほかにも最近では利用者の権利と医療保健制度の透明性に関する関心も非常に高い。一方家族と仕事の調和に関しては、日本では少子化の問題が大きな課題となっていることで、少子化対策の一環としての家族と仕事の調和のあり方が重視されている。カナダでは少子化の問題というよりは、家族形態と雇用形態の変化、そしてジェンダー関係の変容の観点から家族と仕事の調和が政策的に促進されている。

以上でわかるように共通課題を一つ一つ取り上げてもカナダと日本独自の問題点の設定の違いが明らかである。しかし、共通課題を踏まえつつ双方の問題設定の違いを理解するのも重要である。「Think Canada: Think Social Harmony Symposium」で報告された論文集は2002年にカナダ大使館から出版される計画である。また、SPRPに関する情報およびお問い合わせは次のウェブサイトで行うことができる。
http://www.asiapacific.ca/data/caprn/cjssp_project/

SPRPはこのような形で情報交換と議論をつみ重ねている。「Think Canada: Think Social Harmony Symposium」の時点までは、SPRPプロジェクトチームが中心になって両国における社会政策の課題と加日社会政策研究協力の発展性について議論してきたが、今後はSPRPを基盤にもっと個人または機関のレベルでの研究協力や政策の協力が期待されると考えられる。2001年末には3年連続で日本側の政策専門家がオタワで行われたNational Policy Research Conferenceに招かれ、「Think Canada: Think Social Harmony Symposium」のフォローアップとして「International Comparative Research on Population Health—Best Practices and Research Priorities」という共同ワークショップが行われた。現在、特に医療保健の領域における共同研究に関する交渉が行われている。

最後に、ここで再度SPRPプロジェクトのような国際的な社会政策協力の可能性、要望、そして今

後のチャレンジについて考えたい。まず、社会政策の国際協力はSPRPプロジェクトの例からわかるように、そのメリットは十分に認識されているものの、実行の面でまだ初期の段階にあるといえる。また、SPRPの経過でもわかるようにその推進は前向きであるが急速な展開とはいえない。したがって、このような国際協力は長期的な視点で進められなければならない。しかし、SPRPの成果は両国にとって良い影響を及ぼすことは確実である。まず、SPRPは両国の政府の有効関係を前進させるだけではなく、同時に両国における研究者と研究者との協力関係、そして機関と機関との協力関係をも深めることができる。実際に、2001年の「Think Canada: Think Social Harmony Symposium」以来、シンポジウムに参加した研究者との間で共同研究の話がいくつかすでに進められている。このように、加日社会政策協力が政府間のレベルだけではなく機関や個人のもっと広い枠組みのなかでの研究協力につながれば、もっと意味深い国際協力を実現することもできるし、また人と人と、そして組織と組織とのリンクによる新たな市民社会の活動につながる可能性も高くなるだろう。

しかし、同時にSPRPの成功にあたっていくつかのチャレンジもある。まず、社会政策協力を行う際、たとえ両国の間で同じような関心があったとしても必ずしも同じ問題意識を共有するとは限らない。したがって、協力の際どこにプライオリティを置くのか、またどのような視点から問題を追及し政策協力の組み込むのかという基本的な課題が残っている。また、たとえ社会政策に関するプライオリティが明らかであっても共同研究や政策協力の上でどれぐらい両国の間における対応性(comparability)があるのかも問題である。その上、これは国際比較や国際共同研究の際常に問題となることであるが、問題の要因がどこまで文化的な違いによるものなのか、そしてどの程度それが文化的要因以外の要因(例えば経済的、社会的要

因)と理解できるのかが大きな問題となる。しかし、反対にこれらの課題を超えることができれば、大きな進歩を見ることができるだろう。

注

- 1) Ito Peng は1998年から、World Bankが主催する国際社会政策研究会(ASEM Project)の参加者として研究を続けている。
- 2) 1996年の国民健康保健法の改正で連邦政府の財政負担に制限がかけられ、現在ではブロックファンディングの方法で連邦政府から州政府に補助金が交付される仕組みになっている。

参考文献

- Myles and Pierson. 1999.
OECD. 1999. *A Caring World: The New Social Policy Agenda*. Paris: OECD.
Overseas Development Institute. 2000. "Can There be a Global Standard for Social Policy? The 'Social Policy Principles' as a Test Case." *ODI Briefing Paper*, 2: May 2000, pp. 1-4.
World Bank. 1999. *Principles of Good Practices in Social Policy: Issues and Areas for Public Action*.
UNDP. 1999. *The Human Development Report: Globalisation with a Human Face*. New York: UNDP.
(Ito Peng 関西学院大学助教授)
(Bernadette St. Jean カナダ大使館一等書記官)